

特集 新たな文化財保護の推進

巻頭言 ● 8 文化財保護のあゆみ

文化財保護法改正に寄せて ◆西川杏太郎

座談会 ● 10 文化財保護の新たな展開

◆(出席者) 木原啓吉 / 荒井 桂 / 嶋崎 丞 / 小島美子 ◆(司会) 崎谷展文

論文 ● 22 地方公共団体から見た

文化財保護制度について ◆野村興兒

エッセイ ● 26 上方落語の効果音 ◆桂 米朝

事例紹介① ● 28 歴史的建造物の文化財登録

京都市における試み ◆京都市文化市民局文化財部文化財保護課

事例紹介② ● 31 埋もれた文化財掘り起こし

「未指定文化財の登録」制度 ◆熊本県山江村教育委員会

事例紹介③ ● 34 フランスの文化財登録制度について

日本における課題も含めて ◆羽生修一

解説 ● 37 文化財保護法の改正について ◆文化庁文化財保護部伝統文化課

Q & A ● 45 文化財登録制度Q&A

特別記事 今後の医療関係者養成の在り方

● 48 二一世紀に向けての

医療人養成の在り方について ◆鈴木重夫

● 51 二一世紀の命と健康を守る医療人の育成を目指して

二一世紀医学・医療懇談会第一次報告 ◆高等教育局医学教育課

● 53 医学教育における改革事例

◆高知医科大学・東京女子医科大学・大阪大学医学部

「ある日の学校訪問記」

◆滋賀県立国際情報高等学校 滋賀県

4 天然記念物歳時記「花ごよみ」

◆「マナス自生南限地帯」(茨城県・鳥取県)

表2 名作シリーズ ◆蔬菜静物

表3 文化財紹介 ◆刺繍 三味耶囀

カラ

6 であい・ふれあい ◆羽生善治

57 焦点—文教施策

60 中教審ユース

64 ポイント生涯学習

◆生涯学習情報提供システムの整備充実

66 都道府県発—教育・学術文化・スポーツユース

◆福島県 ◆埼玉県 ◆岡山県 ◆福岡県

68 どんな講座—こんな講座—大学の公開講座から

◆東北大学 ◆京都府立大学

70 現代スポーツあれこれ

◆二〇〇二年ワールドカップについて

72 科学は「理」系へのいざない

◆東北大学素材工学研究所

73 お知らせ

76 鑑賞席 ◆日本人の源流をさぐる

ビテクントロフス展

◆美術家の冒険

多面化する表現と手法

78 ぼくたちがわたしたちのワークエンド

◆青森県浪岡町教育委員会

80 海外教育ユース

82 文学のふるさと ◆二十四の瞳

84 編集後記

文化財保護の新たな展開



出席者 (敬称略・発言順)

木原啓吉

江戸川大学教授

荒井 桂

埼玉県教育委員会教育長

嶋崎 丞

石川県立美術館長

小島美子

国立歴史民俗博物館名誉教授

司会

崎谷康文

文化庁文化財保護部長

財保護審議会に文化財保護企画特別委員会を設置して平成六年七月に、「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」の報告を取りまとめたところ。さらに、平成七年七月に取りまとめられた、文化政策推進会議の「新しい文化立国をめざして」という報告においても文化財の保護についての具体的な施

策が提言されています。これらの提言を受けて、今文化庁では新しい文化財保護の施策を進めています。その一環として二〇年ぶりに文化財保護法の改正を行ったわけです。改正の内容は大きく三点であり、一つが文化財登録制度の導入で、指定制度を維持しつつ、登録制度という緩やかな手

●崎谷 本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

近年、文化財に対する幅広い関心の高まりがございます。その理由の一つとして、これからは物の豊かさから心の豊かさ、これが大事であると国民の考え方が変化しつつあることが挙げられると思います。産業の構造が変わり、経済中心の考え方に對する反省があつて、心のよりどころを求めていこうという意識が非常に強くなっていると思います。

また、戦後、我が国は、急激な発展の中で近代化を押し進めてきました。その中で、歴史的な町並みや自然環境などが次第に失われてきています。これは一度失われるとなかなか取り返しがつかない。そういうものを守ろうという機運が盛り上がってきていることもあると思います。更に、国際的な面では、新しい世界秩序の中で国際交流が進んでおり、民族問題や国家間の問題等、様々な問題がある中で、我が国の伝統や文化、歴史をもう一度しっかりと見つけて世界に発信していこうという動きがあると思います。そのような様々な変化を踏まえ、文化

法による保護措置を加えることとしました。今回の登録制度は有形文化財のうち、建造物について導入しました。

もう一つが地方公共団体の役割の明確化ということで、特に市町村の教育委員会の役割が重要になってきていますので、その点の改正を行っております。

それから、文化財の活用がこれからは特に重要であるということで、公開活用の促進のための規制緩和を図っています。

文化財登録制度の導入

●崎谷 まず、文化財登録制度から御議論いただければと思います。現行の指定制度では所有者は現状変更について許可を求めなければならず、文化庁長官が強い規制を課すことができる代わりに補助金等で手厚く保護をする仕組みとなっています。ところが、近代の多種多様な文化財を有効に守っていくためには、現行の指定制度だけでは不十分であるとの認識が強くなってきました。そこで、現状変更はあらかじめ届け出てもらい、それに対して文化庁長官から指導、助言、勧告をするという緩やかな制度を導入して、

文化財指定制度を補完することとしました。これにより、文化財の保護手法が指定として登録と多様になりますので、これらを適切に使い分けつつ文化財保護の実を上げようということです。

この文化財登録制度の意義について、まず木原先生からお考えをお聞きしたいと思います。

●木原 今回の文化財保護法の改正は昭和二五年に文化財保護法が制定されて以来、三つ目の大きな改正であると思います。また、明治四年の「古器旧物保存方」の太政官布告の施行、それから明治三〇年の古社寺保存法の制定という文化財保護の一〇〇年の流れの中でも注目すべき改革であり進展ではないかと思えます。その背景には先程崎谷部長もおっしゃったとおり、様々な要因が考えられますが、私は中でも住民が地域の環境をどのように見ているかといういわゆる環境観の変革に注目したいと思っています。

昭和三〇年代の半ばから起こった高度経済成長に伴う都市化と開発の波の中で、我が国ではまず第一に公害問題が起り、第二に各地で自然保護運動が起りまし

た。そして第三の段階として、昭和五〇年ころから地域の歴史的文化的環境の価値に人々が気づいたわけです。各地で伝統的な町並みの保存運動や都市の中の歴史的な建造物の保護の運動、一言で言えばアメニティー（快適環境）の保護と創造を目指す運動が起ってきました。そのような国民の環境観の拡大を受け、自治体がこれに対応して公害行政を、続いて自然保護行政、そして文化、歴史的環境の保護行政を展開してきました。そしてその上に立って国が文化財保護法の改正を行ってきたわけです。

また、海外では、フランスが非常に早く、大正二年に文化財保護法を公布していますが、その中で既に個々の歴史的建造物とあわせてそれらを取り巻く歴史的環境を保護しようという動きを始めています。そして昭和三七年には、ド・ゴール大統領の下で文化大臣を務めた作家のアンドレ・マルローによって「マルロー法」と通称される「歴史的街区保存法」が制定され、文化財保護と都市再開発の二つの機能を結びつけて成果を挙げています。イギリスでは、昭和四二年に今回

法が適切に使われることによって、重点主義、厳選主義の指定制度では対象にならなかつた物も対象となるということで大いに期待しています。

一方、都道府県は、国と市町村の間にあつて、事務的な繁雑さに直面することも多く、いかに簡略化された必要最低限の事務量で対応するかという課題も残っていると思っております。

●崎谷 登録については特に身近にある文化財ということで国・都道府県・市町村の連携がいつそう重要となります。そのためにも、今回の登録制度では、関係する地方公共団体の意見を聞いて国の登録を決めることにしており、十分意思疎通を図りながら進めたいと考えております。

●鳴崎 いずれ登録をしたことによる効果が出てくるでしょうから、候補については地方公共団体と国との話し合いが、必要となると思います。しかし、その際の役割分担が具体的にどのような形になるのか、課題となるのではないのでしょうか。

私の住んでいる金沢の街は戦災に遭っておりませんので、建造物が江戸時代の

の登録制度のまさにモデルとなっていると言えるシビック・アメニティーズ・アクトという法律ができました。これは人々が生活している場である歴史的建造物に広く登録の網をかけて保存し、また、活用しようというものです。この制度の特徴的なことは、重要なのは環境であり、歴史的景観であるから、建物の正面部分の保存を徹底すれば建物の内側は必要に応じて改造しても構わない、ということです。

今回導入される登録制度は、我が国でも地域の住民の意向などを受けて、既に横浜市、北海道の函館市や小樽市、京都府、京都市、仙台市など、各地の自治体で条例を作り、導入されています。

●崎谷 このような登録制度を国において導入したことについては、県の立場からどうお考えになりますか。

●荒井 文化財の保護手法にきめの細かい区分が行われ、それにしるべき対応がなされる点で今回の改正は望ましい方向だと考えています。今後、現行の指定制度と登録制度をどのように使い分けるかという課題はありますが、これらの手物もあれば明治の物もある。現代の鉄筋コンクリートも開発で建てられる。複合都市なものですから、いろいろと議論されております。金沢市でも文化財保護条例があり、もう一つ、伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例があり、二つの条例で都市景観を守ろうとしています。文化財保護条例により建造物などの指定を行い、伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例により「保存建造物」として保存する。保存建造物の中から指定建造物となることもあります。ですから、今回国が導入した登録制度と似たものを、金沢市でも既に実施しているのです。

●崎谷 金沢市も含めて、地方公共団体の条例で登録制度又は類似の制度が設けられている所は文化財がかなり多く、指定以外の手法も加えて文化財を守ろうとされておられる。そのような保護手法の多様化が国としても必要であると考えたのです。

●鳴崎 文化財保護条例の中に今度の登録制度のような形を、既に県、市段階でやっておられるということですね。

●崎谷 ええ、既にかんりの地方公共団



木原啓吉氏

今度の改正で自治体の責任が非常に高まってきたと思います。自分たちの地域の歴史的環境を守るという自覚と責任感が問われることとなります。これからは、国や地方公共団体という行政側だけでなく、文化や環境を見つめる住民の目がとぎすまされることが重要だと思っております。

体で実施されており、それらを参照して、今回回の制度として登録制度を設けたというところで、所有者に対する税制上の優遇措置なども実現しております。

●木原 今回、国でも登録制度を導入したわけですが、私はやはり自治体を中心となり、このような登録制度を進めることは非常に重要だと思います。自治体及び住民が身近にある建造物について、これは保存したい、非常に重要な物だという認識をまず持つことが大きな役割を果たします。今までは重要な社寺をはじめとして、貴重な物は指定制度により重要文化財や国宝に指定されてきましたが、明治以降の比較的新しいものについては、歴史の評価が定まらないと言っているうちに、次々に解体されていく事例が各地でみられました。そこで、まず広く保護の網をかけ、改変の必要性が起こった場合には、それについて自治体と住民と話し合う基盤ができたことは注目すべきことだと思います。

●崎谷 国が登録しても所有者がしっかりと守ろうという意欲を持つことが大事です。地域で応援していただく、その端

緒を国の登録で作り出すことができると考えています。

●嶋崎 今回の登録制度の対象となる建造物は必ずしも近代以降に絞られているわけではないですね。江戸時代以前の物も登録の対象となるわけですね。

●崎谷 なります。時代を限定しておりませんので広く対象になりますが、古い物はそれなりに重要だということ指定されていることが多く、実際には明治前後以降の物、特に近代の物が中心になると思います。

小島先生は、今回の建造物への登録制度の導入について、無形文化財や民俗文化財を御専門とされる立場からどのように考えられますか。

●小島 緩い制度で市町村の単位まで行きたるような、そして自分たちの文化財に誇りを持てるきっかけとなる幅の広い制度ができたことは、とっても良かったと思います。ただ、今回の法律で導入されたのは建造物の分野なので、無形文化財や民俗文化財など他の分野に広げていただけるのいいと思います。むしろ無形文化財などのほうが、このような制度

特に近代の文化財は、全体としてこれまでの手法でも守らなければなりませんし、併せてそれぞれの文化財に適した新しい手法を考えなければいけないと思います。

●嶋崎 明治以前のもものは指定が進んでいますが、近代以降の指定となるとずいぶん少なくなりますが、特に美術工芸では重要文化財は、絵画だけではないでしょう。か。工芸品あたりももうそろそろ明治、大正の物は指定と同時に登録を並行してやるべきだと思います。

●崎谷 建造物については近代の指定もそれなりに進んできたのですが、他の文化財では指定自体がまだこれからであり、その点について、我々ももっと努力する必要がありますかと思っています。

●嶋崎 ところで、今回の登録の場合は、その中に人間が生活していることが多いでしょうし、生活空間としての生きた姿での保存と活用をどうやっていくかという問題が出てくるでしょうから、私はそれ自体、非常に大事な問題だと思います。それと、登録された場合について、先程税制上の優遇措置はあるということですが、外にはどうでしょうか。

●崎谷 規制が緩やかなだけではないと

を必要としていると思います。

●崎谷 対象とする文化財について、建造物の分野が特に調査も行き届いており、気運の盛り上がりがあった緊急性が高いと今回は考えました。しかし、全く同じ制度ではなくとも、民俗文化財の分野などにその文化財に適した手法により同様の制度を導入する可能性は十分あると思っています。どういう形で仕組みを作ればよいのか、よく研究して早く実現をしたいと思います。

●嶋崎 近代の文化財を守る観点からは、同じことが美術工芸品にも言えると思います。建造物と違い、特に生活文化財や美術工芸品は簡単にその場所を移すことができます。早い時期に手当てしないと、海外まで出てしまうこともありますからね。

●崎谷 確かに美術工芸品についても保護を図る必要性はあるのですが、指定と登録とで評価のランク付けのようなこととなり、動く物であることから所在確認が難しくなっても困るわけです。ただ、逆に、歴史資料のようなものは広く網をかけておく必要性は高いと思っています。は言えないので、支援措置があった、文化財を維持しようという意欲を持ってもらえるような仕組みが必要だと思います。修理のときの補助についても検討してきます。

文化財の公開・活用の促進

●崎谷 次に、文化財の保護の在り方、特に活用の面からお話を伺いたいと思います。

文化財保護法上、文化財の保護は保存と活用と定義されています。多くの人が接し、楽しみ、理解をし、活用を図っていくということですね。

今回の改正では、文化財の公開を進める上で所有者等が重要文化財を国庫負担により公開をする場合に、文化庁長官の承認を得て、それから更に補助金の交付申請をしなければならず、手続きが二重になっていたのですが、今回の改正においては、文化庁長官の承認を不要としました。

それから、近年、国際交流のための展示会が多くなっておりますので、重要文化財を海外に輸出する際の許可の手続きを



荒井 桂氏

心の豊かさへの志向や国際化が進む中で、地域の伝統文化を住民の誇りとし、あるいは地域への愛着のよりどころとし、ひいては我が国の伝統文化への気持ちの高まりとするためには、保存はもとよりですが、活用にさらに力を入れなければならないと思います。



小島美子氏

文化のまちづくりというよう
な運動にも、何の反省もなくヨーロッパ近代の芸術を進めればいいと思っている地域が多く見られます。やはり地域における伝統文化こそ、その地域の文化の基盤になるわけで、そのような位置づけを考えていただきたいと思っています。

使っている例が最近目立つわけですね。これは芸能を底の浅いお土産品のような形にしていくなりもつながらっています。単に、保存ということではなくて無形文化財や民俗文化財については、むしろ現代にふさわしい形で発展させていく方向で保護することが大切だと思います。

●崎谷 活用ということの意味が民俗とか無形の場合は少し違ってくるということですね。

●小島 そうですね。むしろ継承と発展と言っていた方がいい。そうしないと、様々なむらおこしイベントで、例えば神楽の出前など文化財本来の在り方とは全然違った形で「活用」が行われています。それが本来の意味の芸の洗練につながって芸術化していくのならばいいのですけれども、今のところそうではなくて非常に安易なお土産品が目立つんですね。

●崎谷 無形文化財や民俗文化財では、公開をすること即活用ではなくて、技がきちんと継承されて行くことが大切であり、それがきちんと継承されていかなければ本当の意味での保存や活用もできないということなのでしょう。

●小島 ええ。その継承されたものが現代の社会にふさわしい形でまた新しい発展を見せる。それが本当の活用だと思うんですね。

国と地方の連携

●崎谷 それでは、文化財保護行政における国と地方の連携を話題としたいと思います。

地方との関係では大きく二点の改正がございました。まず文化庁長官が行うことになっている重要文化財等の現状変更の許可や埋蔵文化財の鑑査などについて、都道府県の教育委員会のほかに指定都市や中核市の教育委員会にも委任できるように根拠規定を明確にしました。

次に、都道府県の教育委員会と同様に、市町村の教育委員会についても文化財の保存及び活用に関し国に対し意見具申ができるという規定、文化財保護審議会を置くことができるという規定を整備して、特に市町村の役割を明確にしたということです。

このような改正をしたのは、文化財界、護行政に関する基本理念、政策の確立、そして地方公共団体の指導、財政支援を行う。それから人材の養成、研修、調査水準の維持向上等に御指導をいただく。その間を都道府県が補う。広域の埋蔵文化財に関する調査・調整そしてその保存、活用、市町村への支援等、国と市町村との間にあつて果たす役割は極めて大きいと思います。

今回の改正で、地方分権への動きとして権限の委任がなされたこと、もう一つは規制緩和という流れの中で様々な手続きの簡素化等が図られたことは非常に良かったと思うわけです。

ただ、これらをさらに進めていただきたいという要望もあります。総務庁の行政監察結果に基づく勧告や地方分権推進委員会の中間報告等の指摘に示されているような問題があります。

一応整理のため申し上げてみますと、例えば、事務の簡素化という極めて実務的な話が意外に大きな影響を持っていると思います。埋蔵文化財に係る届出、受理、通知等の事務手続きは膨大になっていまして、私どものように比較的組織とスタッフが整っている所でもかなり手い

護行政に当たって、国、都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会それぞれが非常に大きな役割を担っており、その密接な連携を的確にとる必要があるからです。また、地方分権の考え方にも沿って法律上の規定を整備したということです。

●荒井 私は、この六月まで全国埋蔵文化財法人連絡協議会の会長を務めていたのですが、全国の都道府県で文化財保護行政に関する対応の仕方等でずいぶん違いがありますから、それを前提に置いて申し上げなければいけないと思います。

ところで、文化庁の研究会から平成七年一二月に出されました「埋蔵文化財保護体制の整備充実について」という報告がありますが、埋蔵文化財保護体制における国と都道府県と市町村の役割分担と連携強化について非常によくまとめられており、様々な違いがある各都道府県を包括しつつ、在るべき姿が打ち出されていると思います。最終的には市町村が埋蔵文化財に関する調査、保存、活用、調整等の機能を持つことについては、やはりそれを目指さなければいけない。一方、

国は、全国的な視点に立つての文化財界、つばいになっております。そうしますと、権限委任も含めてですけれども、事務手続きの簡素化がさらに求められていると思うわけです。

それから発掘調査にかかわる費用負担の明確化についても前から問題になっていることですが、埋蔵文化財の発掘調査費に関する原因为負担が明確に定められていないことから、様々な問題が起っています。また都道府県が行政指導で行っている発掘調査の指示等についても問題がございます。やはりこれは法制度の整備が必要かなと思います。

調査体制の整備充実ですが、大変膨大な量で、しかもその迅速化が求められる中で、特に市町村における埋蔵文化財保護行政の体制の充実が必要であり、国からの財政支援の拡充、そして人材育成制度の充実がほしいと思います。

それから出土文化財を地方公共団体が主体的に管理できるようにすることが望ましい、という地方分権推進委員会の中間報告がありますが、出土文化財の保管については地方公共団体は大きな財政負担がありますし、その量への対応が大変であり、積極的な財政的措置を講ずる必

要があるのか、と思うわけです。
また、出土品の収蔵保管方法等について思い切って見直して新たな手法を導入しないと、いかに保存場所を広くしても追いつかないと思います。

●崎谷 これらについては今回の法律改正では手をつけていないのですけれども、埋蔵文化財についての研究会で更に詰めていきたいと考えています。

例えば、確かに原因者負担を法律上書いた方がいいという意見はあるのですが、もし法律で書くとなるとそれ自体が新しい規制を業者に加えることになり、それに従わない場合にどのような措置を取り、どう対応するのかなど難しい問題もあります。まずは発掘調査についてできるだけ標準化し、迅速化していくことなどについて、各方面から意見を聴きながらまとめていきたいと思っております。また、出土文化財の収蔵保管の在り方など大きな課題です。全国で年間約一万件ぐらいい発掘調査がありますが、その数がどんどん増えている中で文化財をどのように守るのが、日本の歴史、文化が失われないように、どのようにやればいいのかと

崎谷康文文化財保護部長



いう難しい点もございます。県、市町村、民間事業者、それぞれの立場から見た場合、少しずつ利害関係が違いますので、きちっとした調和のとれた考え方を見いだすのが、これからの課題だと思います。

●木原 私は、今度の文化財保護法の改正で地方自治体、特に県及び市町村に対して権限がかなり与えられたことは、一方では自治体の責任が非常に高まってきたということだと思います。自分たちの

中心は、スタッフ、人間なんです。だから教育委員会においては、文化財行政を担当する行政マンの育成に自主的に取り組む、あるいは、博物館・美術館における学芸員を含めた人材の育成や研修などを行うことが必要だと思います。人材の育成を文化行政の中で一元的にやっていくことを、文化庁に望みたいと思います。

●崎谷 現にいくつかの研修事業を行っておりますが、養成、研修あるいは資格まで含めて、できるだけ体系的に整備して行う必要があるということですね。小島先生はいかがですか。

●小島 例えば文化のまちづくりというような運動にも、何の反省もなくヨーロッパ近代の芸術を進めれば良いと思っっている地域が多く見られます。やはり地域における伝統文化こそ、その地域の文化の基盤になるわけで、そのような位置づけを考えていただきたいと思えます。文化庁において、本当の意味の日本の文化の発展を全体として、ツールとして考えていただきたいと思います。今までのところ、芸術の問題と文化財保護の問題だけに重心が傾いているように私に

地域の歴史的環境を守るという自覚と責任感が問われることになりました。また、これからは、国や地方公共団体という行政だけでなく、文化や環境を見つめる住民の目がとぎすまされることが重要だと思っております。住民も自分たちの地域について十分勉強して将来の環境も見通さなければならぬと思います。

●崎谷 特に市町村の行政は現場としてかなりと向き合っている、ある意味では非常に弱い面もあります。国の権限が全く抜けて皆さんで考えてやってくださというところで任せられるということでは、後ろ向きになるおそれがないとは言えないですね。

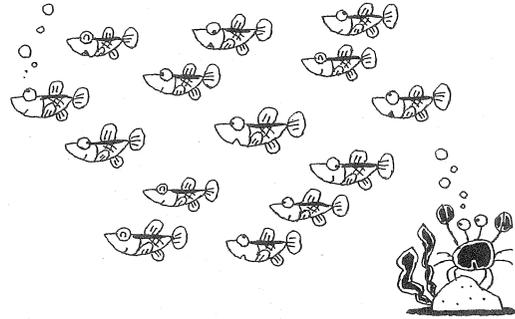
●崎谷 それは、ただお任せしますというのではなく、国、県、市町村が上手に連携をとるということですね。

さらに、今後の文化財保護なり文化財保護行政について御意見をお願いいたします。荒井教育長、いかがでしょうか。

●荒井 埼玉県では、全国唯一だと聞いておりますが、県立の民俗文化センターを岩槻市に造りまして、民俗芸能や工芸の技の博物館をいうことで、そこを核として

は思われるのです。また、先程の無形文化や民俗文化についてもそうですが、それ以外の様々な問題についても今後文化財保護法の改正などどんどん進めていただきたい、とお願ひしたいと思います。

●崎谷 ありがとうございます。今後、さらに積極的に文化財保護行政を推進していきたいと思えます。本日は本当にありがとうございます。



●崎谷 ありがとうございます。木原先生はいかがでしょう。
●木原 最近、世界遺産への登録も進んできましたが、今回の国内の文化財の登録制度の発足で、その地域にある文化財を地域の住民と自治体が力を合わせて保存し、また、活用していく責任が明確にされたわけです。全国的及び世界的な広い視野と歴史的感覚を持って、将来の日本国民の美意識と品位を守り育てるという視点から文化財保護行政が展開されることを願っています。

●崎谷 ありがとうございます。嶋崎先生いかがですか。

●嶋崎 地域の持つ役割は、今度の法改正によりますます重要になってきたわけですが、結局、地域の文化活動、その

特集 ● 地域における 生涯学習機会の 充実について

●巻頭言
学社融合の考え方 — 伊藤正仁

●座談会
様々な機関・施設における
生涯学習機会の提供について
——出席者 大野 忠ノ木村 孟 鈴木敏恵
二宮操一ノ(司会) 北村幸久

●論文
創造的な人材の育成に向けて
求められる教育改革と企業の行動 — 和田龍幸

●エッセイ
事例紹介 — 服部幸應
東京大学ほか

●どんな講座
大学への公開講座から — 富山医科薬科大学
都道府県発 — 教育・学術・文化・スポーツ・ユネスコ
岩手県・神奈川県・富山県・滋賀県

編集後記

▽今月号の特集テーマは、「新たな文化財保護の推進」です。科学技術の発達した現代社会に生きていく中で、文化財に接したときの心の安らぎは、何ものにも代え難いものです。貴重な文化財を保護し後世に引き継ぐことは、今に生きる我々の努めです。今回の文化財保護法の改正で導入された文化財登録制度を中心に新たな文化財保護の取組を紹介しています。
▽先月号でもお伝えしましたが、七月一九日に中央教育審議会から第一次答申「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」が出されました。日本の将来を担う子供たちの教育について、学校教育はもちろんのこと、家庭教育の在り方や地域社会における教育の在り方について幅広く提言がな

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んだ感想、御意見等をお寄せください。
●「読者からのたより」投稿規定
①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈
※文章を一部手直しさせていただくことがあります。
送り先
〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部省大臣官房政策課
「文部時報」編集部
※電子メールでも受け付けております。
宛先名「jih@monbu.go.jp」
●「文部時報読者アンケート」
文部時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。
宛先名「jih@monbu.go.jp」

されました。いじめや子供の自殺が社会問題化している今日、多くの国民の皆様がぜひ読んでいただきたいと思えます。
▽全文掲載の「文部時報臨時増刊号」を本号と同時期に発刊します。学校やPTA関係者等多くの皆様に活用いただくと幸いです。
この提言では、「ゆとり」も大きなテーマとなり、学校週五日制の完全実施も求められました。通勤にバスを利用していますが、駅から自宅近くまでの車中、塾帰りの小学生の姿が午後一〇時過ぎまで見られます。夜遅いにもかかわらず明るく元気に仲間と語り合う姿に敬意を払いながらも、社会全体にもっとゆとりを、と思いつつ子供たちを見ています。(T・K)

●著作権所有 — 文部省
●発行所 — 株式会社 きようせい
本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-88 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 03-5349-6666(営業部) 振替口座 00190-0-161
●印刷所 — 株式会社行政学会印刷所

平成8年8月10日印刷
平成8年8月10日発行
定価600円(本体583円)(〒84円)
年間購読料7,200円
・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いします。